

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(会計室分)(令和8年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	会計課	228-7878	財務会計システム運用管理業務	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	73,320,665	R8.4.1	<p>本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。</p> <p>本業務は財務会計システムの運用・保守を行うものであり、稼働監視や障害管理等、本業務を履行するためには本システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システムの稼働監視等を行うにあたりシステムに異常が生じた際の迅速な対応ができなくなることにより、債権者に対する支払の遅延や、扶助費等市民に対する給付の停滞により、本市の市政運営に深刻な影響を及ぼすだけでなく、信用の失墜や損害賠償などの事態にもつながりかねないため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>本業務を適正に履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	
2	会計課	228-7878	財務会計システム改修業務 (eLTAX対応)	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	68,255,000	R8.4.1	<p>規制改革推進会議(内閣府)等において、地方公共団体の公金収納事務や納付手段は、依然として書面・対面をベースとしていることから、非効率・高コストとの指摘がある中で、既に地方税において利用されているeLTAXを活用したスキームで公金納付のデジタル化について積極的に対応するよう総務省より方針が示されている。</p> <p>本業務は、財務会計システム(以下、「システム」という。)の安定稼働を達成しつつ、令和9年度にeL-QRを活用した公金収納の導入に対応するためにシステムの改修を行うことを目的としている。当該目的を達成しつつ、当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が必要不可欠であるため、システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システムに異常が生じた際の迅速な対応ができなくなることにより、債権者に対する支払の遅延や、扶助費等市民に対する給付の停滞により、市政運営に深刻な影響を及ぼすだけでなく、信用の失墜や損害賠償などの事態にもつながりかねないため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	